

人材紹介基本契約書

〇〇〇〇（以下「甲」という）と、オール・フォア沖縄株式会社(以下「乙」という)とは、乙から甲に対して行われる人材紹介に関して以下のとおり契約を締結する。

第1条（業務内容）

甲は、社員採用に関して、乙に人材の紹介を依頼し、乙はこれを承諾する。

第2条（人材紹介手数料の発生）

人材紹介手数料（以下、紹介手数料）は、乙が甲に紹介した人材（以下「候補者」という）の採用が決定した場合（以下、かかる人材を「採用決定者」という）にのみ発生する成功報酬形式とする。
候補者が入社意思を示したにも拘わらず、甲への入社に至らなかった場合には、当該紹介手数料は発生しないものとし、乙は甲に対してこれに伴う損害賠償金など一切の補償を行わないものとする。

第3条（紹介手数料の支払い）

紹介手数料は次の1～3項のとおりとする。

1. 採用決定者の理論年収換算分の25%（消費税及び地方消費税別）とする。ここでいう「採用決定者の理論年収換算分」とは、候補者の月次給与の12ヶ月分及び理論上の通年賞与の他、交通費以外の一切の諸手当（所定外労働手当を含む）、報酬金及び一時金を合計した金額とする。
2. 紹介手数料の明細については、別途覚書を取り交わすものとする。
3. 紹介手数料の支払い時期は、前項覚書に基づき乙より甲宛てに発行される請求書に従い、候補者の採用決定後1ヶ月以内とする。

第4条（紹介手数料の返還）

乙が甲に紹介した候補者が、甲に雇用された日から起算して3ヶ月未満に当人の一身上の都合で退職した場合は、乙は前条第1項及び第2項に基づき既に甲から受領した当該候補者についての紹介手数料の20%を甲に返金するものとする。但し、甲の採用決定者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なる、又は労働基準法等の法令違反に起因する退社の場合はこの限りではない。

第5条（守秘義務）

1. 甲及び乙は、本契約履行により得られた甲の会社情報及び乙の人材に関する情報を第三者に漏らしてはならないものとする。
2. また、乙は本契約履行上紹介した、全ての候補者に対し甲の会社情報を漏らさぬ様指導するものとする。
3. 甲は「個人情報の保護に関する法律」等適正な個人情報の取扱いを定める各種法令の定めに従い、対象者の個人情報を適切に扱うものとし、本契約書末尾記載の「個人情報に関する取決め」に従うものとする。

第6条（契約の有効期限）

本契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とする。但し、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙より本契約を更新しない旨の書面による申し出の無い場合は、本契約は同一条件にて更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。また、本契約の有効期間内であっても、甲乙いずれかが相手方に本契約の終了を申し出た場合、理由の如何を問わず、本契約はその1ヵ月後に終了するものとする。

第7条（本契約の未記載事項）

この契約に定めない事項及び本契約の規定について疑義を生じた場合は、甲乙双方誠意をもって協議し決定するものとする。

以上

本合意成立の証として本証2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

2017年 月 日

（甲）

沖縄県：：：：：：：：

株式会社*****

代表取締役*****

印

（乙）

沖縄県那覇市松尾 1-19-1

ベルザ沖縄 8階

オール・フォア沖縄株式会社

代表取締役社長 楠本 歩

人材紹介事業許可番号 47-ア-300132

印

個人情報に関する取決め

甲及び乙は、第1条にて定義する個人情報の取扱いについて下記の通り合意する。

第1条（個人情報）

本取決めにおける個人情報とは、個人に関する情報であつて当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述、又は個人別に付された番号、記号その他の符号、画像若しくは音声等によって当該個人を識別できるもの（当該情報だけでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それによって当該個人を識別できるものを含む）をいう。尚、媒体の如何及び公知の有無を問わない。

第2条（本取決めの適用範囲）

本取決めは、甲が乙に人材の紹介を依頼し乙がこれを承諾する取引のうち、個人情報の取扱い、開示又は提供を伴う全ての取引（以下、各々の取引を本件取引という）における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることを目的とする。尚、当事者間において、本取決めの締結以前に本件取引に関して個人情報に該当する情報の取扱いが定められている場合には、本取決めの条項はその特則として効力を有するものとし、齟齬が生じた場合には、本取決めの規定が優先して適用されるものとする。

第3条（秘密保持）

甲は、乙の事前の書面による承諾なく、いかなる方法によっても個人情報を第三者に開示、提供又は漏えいあるいは自ら盗用してはならないものとする。

第4条（個人情報の使用）

甲は、個人情報を本件取引の遂行に必要な範囲に限り使用することができるものとし、この範囲を超えて使用してはならないものとする。

第5条（複製・加工）

- (1) 甲は、個人情報を、本件取引遂行に必要な場合に限り、複製又は加工をすることができる。
- (2) 甲は、前号により複製又は加工をした個人情報についても、本取決め上の個人情報として取扱わなければならない。

第6条（管理）

- (1) 甲は、個人情報を取扱うにあたって、事故等を防止する上で必要と認められる安全管理措置を合理的範囲で行わなければならない。
- (2) 甲は前号にて実施する安全管理措置のうち、少なくとも以下の項目を定めるものとする。又、甲は定められた安全管理措置の遵守状況について乙が求めた場合には速やかに合理的頻度及び内容にて乙に報告しなければならない。
- ① 個人情報の取扱い責任者
 - ② 個人情報に接する従業員その他本件取引遂行に従事する者
 - ③ 個人情報の授受、移送方法
 - ④ 個人情報の保管場所及び保管・管理の方法
 - ⑤ 個人情報の具体的な取扱い手順及び利用方法
 - ⑥ 個人情報の取扱いに使用する装置、機器、媒体等への技術的安全管理措置の内容
 - ⑦ 従業員等への個人情報保護の教育、訓練の実施の有無
- (3) 甲は、本件取引を遂行するために個人情報に接する必要がある従業員その他本件取引遂行に従事する者（以下、従業員等という）以外の者が個人情報に接することのないように個人情報を保管・管理するものとし、又、自己の責任において個人情報に接する自己の従業員等にも本取決めの義務を遵守させなければならない。

第7条（個人情報の取得）

甲は、本件取引の遂行上、必要な場合を除き自ら個人情報に該当する情報を取得してはならない。

第8条（問合せ対応）

甲は、個人情報に関する開示、訂正、利用停止等の請求又は問合せを受けた場合、速やかに乙に連絡のうえ、乙の指示に合理的範囲で従わなければならない。

第9条（個人情報の返還）

甲は、乙の要求がある場合、又は本件取引が終了した場合、乙の指示に従い自己の責任と負担において個人情報を乙に返還し、又は破棄若しくは消去しなければならない。但し、本件取引が終了した時点で、甲乙同意の上で、個人情報の取扱いに関する取決めがなされた場合は、その定めによるものとする。

第10条（事故発生時の対応）

甲は、個人情報に関する事故等の発生、又はそのおそれがあることを知った場合、直ちに乙にその旨を連絡し、甲乙協議のうえ、自己の責任と負担においてその対応策を講じるものとする。

第 11 条（監査）

- (1) 甲は、本件取引期間中に乙が求めた場合は合理的頻度及び内容にて、第 3 条乃至第 5 条の義務の遵守状況、並びに第 6 条 1 号及び 2 号にて実施する安全管理措置の実施状況を乙に報告するものとする。
- (2) 乙は、前号の結果、不備が確認された場合、甲に対し合理的に必要な指示を行うことができるものとする。

第 12 条（損害賠償等）

甲が事故等を発生させ乙又は本人に損害を与えた場合は、甲は当該事故等の直接の結果として現実に発生した通常の損害を賠償しなければならない。

第 13 条（管轄裁判所）

本取決めに關する一切の紛争については、那覇地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とする。

第 14 条（協議解決）

本取決めに定めのない事項及び本取決めの解釈に疑義が生じた場合、甲乙誠意を持って協議し、友好的に解決するものとする。

以上